## ○競争的研究費の間接経費の執行に係る方針

令和4年6月21日 達第3号

#### 1 本方針の目的

独立行政法人国民生活センターでは、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成13年4月20日、令和3年10月1日改正)、以下「指針」という。)に基づき、問接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、必要な事項を以下のとおり定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資することとする。

### 2 定義

「配分機関」・・・競争的研究費の制度を運営し、競争的研究費を研究機関又は研究者に配分する機 関。

「被配分機関」・・・競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」・・・競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに 対し、競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」・・・直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

### 3 間接経費導入の趣旨

競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定 比率で手当することにより、競争的研究費をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を、 競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用すること により、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

#### 4 間接経費運用の基本方針

(1) 配分機関にあっては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。

また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。

(2)被配分機関にあっては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。

なお、複数の競争的研究費を獲得した被配分機関においては、それらの競争的研究費に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

## 5 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。ただし、競争的研究費の制度、または配分機関と独立行政法人国民生活センターとの契約等により別に定める場合はこの限りではない。

# 6 間接経費の使途

間接経費は、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上 に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な使途を参考として、被配分機関の長の

責任の下で適正に行うものとする。

## 7 間接経費の取り扱い

間接経費の取り扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

#### 8 証拠書類の取り扱い

間接経費に関する証拠書類については、被配分機関において適切に保管することとする。 なお、証拠書類の保管に当たっては、電子データ保管を可能とするとともに、研究者に対し必要 以上の証拠書類を求めないよう配慮すること。

# 9 執行実績の報告

被配分機関の長は、別表1の主な使途を参考として、毎年度の間接経費使用実績等を翌年度の6月30日までに、配分機関に対して府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により配分機関に報告すること。

#### 10 適用

本対応について、令和4年度以降実施する事業から適用することとする。ただし、配分機関の判断により、令和3年度以前から実施されている事業や研究課題においても、令和4年度以降可能な項目については順次適用することとする。また、今後において指針が改正された場合、可能な項目については指針に準じて適用することとする。

### 11 その他

その他必要な事項は、理事長が定める。

#### 附則

この決定は、平成28年4月1日から施行、適用する。

# 附 則(令和4年6月21日 達第3号)

この達は、令和4年6月21日から施行する。

## 間接経費の主な使途の例示

競争的研究費による研究の実施に伴う被配分機関の管理等に必要な経費(「3.間接経費導入の趣旨」参照)のうち、以下のものを対象とする。

- (1) 管理部門に係る経費
  - (ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
  - (イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国內外旅費、会議費、印刷費

など

- (2) 研究部門に係る経費
  - (ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、 印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
  - (エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、 通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、 論文投稿料(論文掲載料)
  - (才) 特許関連経費
  - (カ)研究機器・設備(※)の整備、維持及び運営に係る経費
- ※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機(スパコンを含む)、大型計算機棟、図書館、ほ場など
- (3) その他の関連する事業部門に係る経費
  - (キ) 研究成果展開事業に係る経費
  - (ク) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

### 被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い整理表

被配分機関の種類	次人相供办业的		
	資金提供の形態		
	委託費	個人補助金	機関補助金
国立大学法人、大学共同利用機関法 人、公立大学法人、独立行政法人、 公益法人、企業、私立大学	委託者から受託者に配分	補助事業者から所属機関に納付	国等から補助事業者に配分
国立試験研究機関等国の機関	受託者が委託者と異なる会計間であれ ば配分可能	補助事業者から所属機関に納付しても、 それに連動する歳出科目があれば配分可 能	
公設試験研究機関	委託者から受託者に配分(都道府県議 会等における予算の審議を経て執行)	都道府県等に配分	国等から補助事業者に配分 (都道府県議会等における 予算の審 議を経て執行)

<sup>\*</sup> 留意点: 配分機関により、被配分機関の種類や運用は異なることがある。